

# 令和8年度国民健康保険税の計算方法

国民健康保険税は「医療給付費分」「後期高齢者支援金分」「介護納付金分」および「子ども・子育て支援納付金分」を加入者ごとに計算し、それらを合算した額が世帯の国民健康保険税額となります。それぞれの税額は以下の4つの区分に応じて算出します。

区分	算出基礎	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	子ども・子育て支援納付金分
所得割	前年中の所得 - 基礎控除43万円	6.65%	3.11%	2.47%	0.28%
均等割	国民健康保険加入者1人当たりの額	19,800円	9,000円	8,800円	1,200円
18歳以上均等割	国民健康保険加入者のうち18歳以上1人当たりの額	-	-	-	100円
平等割	1世帯当たりの額	13,900円	6,300円	4,500円	800円

所得割の算定方式 前年中の所得 - 基礎控除 (43万円) =  円 … ㉞  
均等割の算定方式 世帯の国民健康保険加入者数 =  人 … ㉟  
世帯の国民健康保険加入者数 (18歳以上) =  人 … ㊱

## 医療給付費分

所得割  ㉞ 円 × 税率 6.23% =  円 … ①  
均等割  ㉟ 人 × 19,800円 =  円 … ②  
平等割 13,900円 … ③  
年税額 ①+②+③ =  円 … ㉠ 賦課限度額 67万円

## 後期高齢者支援金分

所得割  ㉞ 円 × 税率 3.33% =  円 … ①  
均等割  ㉟ 人 × 9,000円 =  円 … ②  
平等割 6,300円 … ③  
年税額 ①+②+③ =  円 … ㉡ 賦課限度額 26万円

## 介護納付金分 (40歳～64歳のみ)

所得割  ㉞ 円 × 税率 2.47% =  円 … ①  
均等割  ㉟ 人 × 8,800円 =  円 … ②  
平等割 4,500円 … ③  
年税額 ①+②+③ =  円 … ㉢ 賦課限度額 17万円

## 子ども・子育て支援納付金分

所得割  ㉞ 円 × 税率 0.28% =  円 … ①  
均等割  ㊱ 人 × 1,200円 =  円 … ②  
18歳以上均等割  ㊱ 人 × 100円 =  円 … ③  
平等割 800円 … ④  
年税額 ①+②+③+④ =  円 … ㉣ 課税限度額 3万円

## 令和8年度の年税額

40歳～64歳までの国民健康保険加入者がいる世帯 ㉠+㉡+㉢+㉣ =  円  
40歳～64歳までの国民健康保険加入者がいない世帯 ㉠+㉡+㉣ =  円

注1) 令和8年度国民健康保険税の所得割に用いる前年中の所得とは、令和7年1月から令和7年12月までの所得の合計額です。

注2) 一定所得以下の世帯に対して「均等割」と「平等割」を軽減する制度があります。前年中に所得がない方は、住民税申告をすることで国民健康保険税の軽減の対象になる場合があります。忘れずに申告してください。

注3) 加入者に未就学児がいる場合、ひとりにつき医療給付費分、後期高齢者支援金分および子ども・子育て支援納付金分の均等割額がそれぞれ5割減額されます。